

## 管工事のスペシャリスト育成を目指して !!

本訓練校は、昭和38年4月、職業能力開発促進法に基づく大阪府認定（設備施工系配管科）事業内職業訓練校として設立されました。  
大阪市管工設備協同組合・（一社）大阪空気調和衛生工業協会が構成母体団体として訓練校を運営し、賛助団体として大阪府水道工業協同組合連合会の協力のもと、大阪府下一円より訓練生の募集を行い、現在までに1,086名を輩出し男女問わず多くの修了生が現場の第一線で活躍しております。

基礎から資格試験受験レベルまで管工事に関する知識、技術並びに技能を短期間で教授するために、特に管工事に精通した優秀な講師陣を関係団体・関係企業より召集し、通常講義と共に個々の目標に合わせた試験対策を講義に取り入れることで上下水道の資格において例年高い合格率を誇っております。

また、少しでも多くの方々が訓練を受講できるよう納付金を低価格に設定し、また派遣事業主の経費節減のメリットとして活用できる訓練助成金の相談並びに申請補助も行ってまいります。

大阪府下で唯一座学講義と実技実習を取り入れた後進育成機関（短期課程）として業界団体からも高い評価を受けており、設備業界に踏み出す一歩としてご活用頂き、お客様や時代のニーズに応えることができる管工事のスペシャリストを目指し、一人でも多くの方々が入学されますよう心よりお待ちしております。



校長 前田 隆 司

## 《 技能士コース 募集要項 》

1. 訓練期間 **6月～11月（6ヶ月間）**  
約304時間（延べ40日） \* 補講調整除く  
原則 水曜日・木曜日の週2回の1日 8時間（午前9時～午後5時）
2. 募集人員 30名程度
3. 受講資格 **男女問わず18歳以上**（平成31年4月1日現在）  
\* 事業所に所属されている従業員及び離転職者  
\* 配管技能士受験希望者は実務経験 2年以上
4. 納付金 **100,000円（授業料・教材費）**  
\* 構成団体・賛助団体所属会員外（離転職者含）…140,000円  
\* 上記納付金以外に実習工具、各資格試験受験料が別途必要
5. 特 徴 給排水衛生工事に関する基礎知識の習得  
管工事に関する主要資格試験の合格を目指し、試験日程に合わせた集中型カリキュラム編成  
\* **主な受験資格（給水装置工事主任技術者・排水設備工事責任技術者等）**  
座学講義だけでなく配管の基礎技術の習得並びに技能の伝承を目的とした実技実習を基本と施工の2部編成で行い **配管技能士（2級：建築配管作業）**の合格を目指す

## 資格受験状況 !!

- **給水装置工事主任技術者試験（国家資格）**  
（平成30年度実績 : **合格率75%** 全国平均 約37.7%）
- **下水道排水設備工事責任技術者試験（大阪府）**  
（平成30年度実績 : **合格率100%**）
- **技能検定（2級建築配管作業：国家資格）**  
（平成29年度実績 : **合格率54%**）

## 訓練生の特典 !!

- **2級技能検定（建築配管）学科免除（翌年度から）**
- **給水装置工事配管技能者検定会一部免除（翌年度から）**  
訓練修了生は上記検定会配管組立免除
- **修了生には大阪府知事認定の修了証書授与**
- **訓練成績優秀修了生に大阪府知事賞・大阪市長賞・校長賞贈呈**

## 派遣事業主の特典 !!

### ● 人材開発支援助成金

職業訓練などを実施する（又は訓練施設へ委託する）事業主に対して訓練経費や訓練期間中の賃金を一部助成し労働者のキャリア形成を効果的に促進する制度（訓練開始日の1ヶ月前までに申請要）

#### ● 特定訓練コース

**【賃金助成額】 約20万円 (@760円×認定出席時間数)**

- 〔支給要件〕
- ・ 雇用保険の適用事業所の事業主であること
  - ・ 労働者に訓練等を受けさせる期間に、所定労働時間労働した場合の通常賃金を支払っていること
  - ・ 出席時間数が総訓練時間の8割を超えていること
  - ・ 計画届提出6ヶ月前より支給申請提出日までの間に、雇用する雇用保険被保険者を事業主都合による解雇等を行っていないこと
  - ・ その他（大阪労働局 HP [人材開発支援助成金] 参照）

#### ● 建設労働者認定訓練コース

建設労働者の雇用改善、技能の向上を目指す中小建設事業主や同団体を支援する制度

**【賃金助成額】 約19万円 (@4,750円×認定出席日数)**

- 〔支給要件〕
- ・ 上記特定訓練コースの支給を受けていること
  - ・ 中小建設事業主が雇用している建設労働者であること
  - ・ その他

#### 【注】

- ※ 申請条件等は事業所によって異なりますので、助成金申請希望の方は事前に事務局までご相談ください。
- ※ 上記賃金助成額はあくまでも概算金額ですので、確定金額は支給申請時の助成額となります。